

1 2 月 9 日 (月)

(第 1 日 目)

令和元年第8回南関町議会定例会（第1号）

令和元年12月9日

午前10時00分開議

於 議 場

1. 議事日程

開会宣告

議事日程の報告

日程第1 会議録署名議員の指名について

4番 立山比呂志君

5番 杉村博明君

日程第2 会期決定について

日程第3 諸般の報告について

日程第4 議案第65号 南関町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

日程第5 議案第66号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図る
ための関係条例の整備に関する条例の制定について

日程第6 議案第67号 南関町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

日程第7 議案第68号 令和元年度南関町一般会計補正予算（第5号）について

日程第8 議案第69号 令和元年度南関町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
について

日程第9 議案第70号 令和元年度南関町公共下水道事業特別会計補正予算（第3
号）について

日程第10 議案第71号 令和元年度南関町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
について

日程第11 議案第72号 令和元年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算
（第2号）について

日程第12 議案第73号 町道の路線廃止について

日程第13 議案第74号 町道の路線認定について

日程第14 議案第75号 町道の路線廃止について

日程第15 議案第76号 町道の路線認定について

日程第16 議案第77号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び
規約の一部変更について

日程第17 議案第78号 南関町教育委員会委員の任命につき同意を求めることにつ

いて

日程第18 一般質問

① 11番議員 ② 4番議員 ③ 9番議員

2. 出席議員は次のとおりである。(11名)

1番 西田 恵介 君	2番 北原 浩一郎 君
3番 中村 正雄 君	4番 立山 比呂志 君
5番 杉村 博明 君	6番 井下 忠俊 君
7番 立山 秀喜 君	8番 打越 潤一 君
9番 鶴地 仁 君	11番 境田 敏高 君
12番 橋永 芳政 君	

3. 欠席議員なし

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名(11名)

町 長 佐藤 安彦 君	税務住民課長 古澤 平 君
副町長 大木 義隆 君	福祉課長 島崎 演 君
教育長 谷口 慶志郎 君	経済課長 東田 彰夫 君
総務課長 北原 宏春 君	建設課長 嶋 永健一 君
会計管理者 寺本 一誠 君	教育課長 赤木 二三也 君
まちづくり課長 坂田 浩之 君	

5. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名(2名)

議会事務局長 橋本 清孝 君	書記 福山 尚樹 君
----------------	------------

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（橋永芳政君） 起立、礼、おはようございます。着席。

ただいまから令和元年第8回南関町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりです。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（橋永芳政君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定によって、4番議員、5番議員を指名します。

-----○-----

日程第2 会期決定について

○議長（橋永芳政君） 日程第2、会期決定についてを議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期については、本日から12月11日までの3日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日から12月11日までの3日間にすることに決定しました。

-----○-----

日程第3 諸般の報告について

○議長（橋永芳政君） 日程第3、諸般の報告を行います。

報告の第1点は議員の辞職許可についてです。令和元年12月6日に提出されました酒見喬議員の議員辞職願いについて、同日これを許可しましたので報告します。

報告の第2点は、例月出納検査報告及び令和元年度財政援助団体等の監査結果についてです。本件については、南関町監査委員に関する条例第10条の規定によって、監査委員繁松哲也君、打越潤一君より令和元年度8月分、9月分、10月分の出納検査結果及び令和元年度財政援助団体等の監査結果について報告がなされています。内容については、その写しを手元に配付していますので、これを省略します。

報告の第3点は、委員会報告についてです。文教厚生常任委員会委員長より委員会の研修報告書が提出されていますので、報告を求めます。

文教厚生常任委員会委員長、井下忠俊君。

○文教厚生常任委員会委員長（井下忠俊君） おはようございます。研修報告を述べさせていただきます。議会議員研修報告書。

令和元年12月2日、南関町議会議長、橋永芳政様。文教厚生常任委員会委員長、井下忠俊。委員研修の概要を下記のとおり報告いたします。

1. 調査事件 愛媛県伊予郡砥部町役場介護福祉課、介護保険高齢者福祉の取り組みについて

愛媛県松山市役所介護保険課、介護保険事業健康づくり支援事業について

2. 期 日 令和元年11月18日（月）～20日（水）まで

3. 出席者 北原浩一郎・中村正雄・井下忠俊・境田敏高・鶴地仁・酒見喬、随行者 福祉課 島崎演、事務局 福山尚樹

4. 研修報告

砥部町は愛媛県のほぼ中央に位置しており、人口2万1,271人、（平成30年4月1日現在です。）松山市のベッドタウンでありながら、江戸時代から続く素朴でアートな焼き物の里という二つの顔を持つ町である。高齢化率こそ30.5%と南関町よりも低い数字にありますが、やはり少子高齢化の波が迫ってくる中、主な取り組みとして介護給付適正化事業の推進として認定調査の内容1件につき2人でチェックを行い、正確性の維持向上を図り、またケアプラン点検により過剰なサービス防止に努められていた。ほかにも栄養教室やストレッチ教室、ウォーキング大会などの健康教室に対する取り組みや独居高齢者ふれあい訪問事業や生活状況の確認事業、また見守り訪問など高齢者の方が安心して住み慣れた地域で暮らせるための活動も行われている。また認知症予防については、季節を感じ音楽を楽しみ心に刺激を与える心わくわく、有酸素運動、踊り、ダンスなどで体に刺激を与える体いきいき、脳トレ、俳句、クイズのように脳に刺激を与える頭すっきりなどの的を得た具体的な取り組みも行われている。また町民の方に対しても認知症という病気を正しく理解していただくことにより高齢者の方も住み慣れた地域で安心して生活できるよう認知症安心手帳を発行している。また、徘徊者、高齢者家族支援事業としては、位置検索できる小型端末の貸し出しも行われている。高齢者本人だけではなくその家族にも十分行き届いた事業が行われていると感じました。

松山市は愛媛県の中央に位置しており、人口50万9,251人（平成31年4月1日現在です。）生産人口の多さから高齢化率は現在27.3%と低い数字ではあるが、やはりこの数字も上昇傾向にある中、今後に向けた事業が主な活動であり、市が中心となり市内全域のサービス事業者に対し、介護保険における国

からの情報提供や実務説明を行わせることにより、サービス提供者としての質の向上を図っている。また、現在は地域支援事業として、医療、介護、予防、住まい、生活支援の五つの要素が切れ目なく一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を目指しながら、介護予防から始まり、日常生活支援、認知症支援事業、権利擁護推進事業、介護給付適正化事業、さらにはそれらの活動を支える任意事業と幅広く活動されている。

今回の視察研修では、南関町の約2倍の砥部町、さらには大きい松山市の2カ所を訪問しましたが、双方とも今後の福祉政策において様々な具体的な取り組みがなされていました。全てとは言いませんが、できることは南関町でも取り入れ、更なる福祉の充実を図っていきたいと思うものでした。

以上、報告を終わります。

○議長（橋永芳政君） 報告の第4点は、委員会報告についてです。

総務産業常任委員会委員長より委員会の研修報告書が提出されていますので、報告を求めます。

総務産業常任委員会委員長、立山比呂志君。

○総務産業常任委員会委員長（立山比呂志君） おはようございます。

令和元年12月2日、議会議員研修報告書。南関町議会議長、橋永芳政様。総務産業常任委員会委員長、立山比呂志。

1. 日 時 令和元年11月20日（水）～22日（金）まで
2. 場 所 東京ビッグサイト 千葉県佐倉市ユーカーが丘 豊洲市場
3. 出席者 西田恵介・杉村博明・立山秀喜・橋永芳政・打越潤一・立山比呂志、随行者 経済課 東田彰夫、事務局 橋本清孝
4. 議題及び経過

11月20日は東京ビッグサイト、有明東京国際展示場で行われたアグロ・イノベーション2019を視察してきました。アグロ・イノベーションは農作物の生産、収穫、選果、加工、包装、販売における課題解決の場として様々な業界、業種を迎え、今まで以上に農業界の活性化に役立つ展示会を目指していくとのことでした。アグロ・イノベーションでのブースの出店者は40団体でこれからの農業を変えるであろう機械、ドローンなどが展示してありました。野菜、果実、ワールドのブースでは35団体の出店があり、熊本からも1社出展がっていました。草刈り、除草ワールドのブースでは25団体の出店があり自然に優しい除草剤などが出展されていました。アグリビジネス創出フェアのブースでは農業（44）、林業（2）、水産（6）、畜産（8）、食品（36）、エネルギー環境（8）、総合（24）といった分野で分けられており、企業、大学などの最新

の研究、技術などの紹介ゾーンとなっていました。その他にもスペース的にはあまり広くありませんでしたが、鳥獣対策、ジビエ利活用展もあっており、非常に関心のあるブースでした。箱毘、くくり毘の実演、毘にくくり付けるセンサー、ジビエの解体場の模型、軽トラックの運搬車、ジビエなどの料理など37団体が出展してありました。来年6月には、マリンメッセ福岡でも開催予定なので視察に行きたいと思っています。

11月21日は千葉県佐倉市のユーカリが丘の視察を行いました。民間企業によるコンパクトシティということで、開発者である山万株式会社の林専務、企画部次長久須見さんより説明がありました。まず、ユーカリが丘の歩みということで、自然と都市機能が調和した21世紀の新環境都市というテーマのもと昭和46年に開発、企画に着手され、総開発面積245ヘクタール、総計画戸数約8,400戸、総計画人口約3万人を目標とされ、昭和55年から入居が始まったそうです。京成電鉄ユーカリが丘駅が開業したり、ユーカリが丘内に電動を走らせたり保育園、小学校、中学校、病院、子育て支援センターなど数え切れないほどの入居者が住みやすい、安全安心なまちづくりをされていました。10分ほどのスライドを見て、ユーカリが丘の全体の模型での説明を受けた後の質疑応答でしたが、視察時間が1時間の予定でしたが、30分ほどオーバーしてしまいました。我が町のコンパクトシティにはすぐには取り入れることがないとは思いますが、長い年月をかけて、少しずつ住民の皆様の住みやすい環境整備に取り組みたいと思う視察になりました。

11月22日は豊洲市場の視察に行ってきました。築地市場が昭和10年から80年以上経過しており、老朽化、過密化、品質衛生管理上の問題から解体が決まり平成16年に豊洲新市場基準計画が策定され、紆余曲折があり2019年10月14日に完成し、50年先まで見据えた都市圏の市場として開業しました。一番見学者が多い水産仲卸売場や青果等など見学コースを一周してきました。せりの風景は見学できませんでしたが、できたばかりなので新しく想像以上に広い市場でした。

以上で報告を終わります。

○議長（橋永芳政君） 報告の第5点は、委員会報告についてです。

広報常任委員会委員長より委員会の研修報告書が提出されていますので、報告を求めます。

広報常任委員会委員長、中村正雄君。

○広報常任委員会委員長（中村正雄君） おはようございます。委員会研修報告書。

南関町議会議長、橋永芳政様。広報常任委員会委員長、中村正雄。

議会広報研修会概要を下記のとおり報告します。

1. 日 時 令和元年11月22日 午前9時30分～12時30分

2. 場 所 熊本県市町村自治会館

3. 出席者 鶴地仁・北原浩一郎・中村正雄、随行者 事務局 福山尚樹

4. 議題及び経過

熊本日日新聞社NIE専門委員、熊本大学客員教授の越地真一郎氏による講義（まったなし大胆刷新の真剣討議。持続可能な議会広報紙を目指して）では、各町村の議会だよりは全体的にまじめすぎる。大胆に捨てることも大胆に取り入れることも必要と指摘されました。具体的な刷新の突破口として広報委員会の権限を強化する。企画編集に第三者の視線を取り入れる。どっきり注目されるような企画にチャレンジしてみる。例えば子ども向け議会だより特別号発行は、子どもに伝わりやすく作ることで見直しのきっかけに繋がるなどのヒントもいただきました。

続いて、出席している町村別に各議会だよりに対し、講師と出席者による直接クリニックがありました。南関町議会だより山郷54号に対しては、全体がカラーで横書きに統一されているのが読みやすい。議員の名前が呼び捨てになっているが〇〇議員のほうが優しく感じる。一般質問の議員名に所属委員会が入っている例は少ない。表紙の集合写真と生の声を聴くところが連動しているのは良い。一般質問コーナーでは質問と答弁の色分けが見やすい。まとめとして要約するのは興味を引く。生の声を聴くは行政に対してや投票率の設問もあり単なる団体紹介に終わっていないのがいい。などなど良い評価をされた点と改善すべき点を具体的に指摘されましたので、今後の誌面づくりにすぐに反映できる有意義な研修会でした。

以上で、報告を終わります。

-----○-----

○議長（橋永芳政君） ここで、町長から挨拶の申し出がありますので、これを許します。町長。

○町長（佐藤安彦君） 皆様、改めましておはようございます。

令和元年第8回南関町議会定例会の開会において、南関町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、令和元年度補正予算案、その他諸議案の御審議をお願いするにあたり一言御挨拶を申し上げ、議員の皆様並びに町民の皆様に一層の御理解と御協力をお願い申し上げる次第であります。

まずは11月26日火曜日に記者会見を行い、翌日に各社で報道されました本町職員の職員組合費着服に伴う懲戒処分につきましては、町職員で構成する職員組合

内で起こったことではありますが、絶対にあってはならないことであり、町民の皆様のご信頼を裏切るようなことになったことに、心からお詫びを申し上げますとともに、深く責任を感じております。今後は二度とこのようなことが起こらないよう再発防止に向け職員への指導を徹底し、信頼回復に全力で努めて参りますので、引き続き町への御支援を賜りますようよろしくお願いいたします。本年は全国各地において梅雨時期の局地的な集中豪雨や、相次いで発生した台風による河川の氾濫、堤防の決壊などによりたくさんの方が亡くなられるとともに、信じ難いような大きな災害が発生しました。南関町においても梅雨末期の7月22日の集中豪雨及び8月27日から28日にかけて、秋雨前線により次々と発生した線状降水帯の影響による大雨により、一部の地域に避難勧告を発令するなど、消防団や自主防災組織等との連携を図り災害対策を進めたところであります。

また、11月は全国町村長大会や道路、治水、砂防関係の全国大会が東京で開催され、私も出席させていただきましたが、台風や地震により被災された自治体の首長からの報告をお聞きする中で、次はどこでどのような災害が発生するのかと不安を覚えるような状況にありました。本町においても、今後もいつどこで発生するかわからない災害等から、町民の皆様方の安全安心な暮らしを守るために、しっかりと防災対策を図っていくことが重要であると改めて考えさせられたところであります。

次に、町庁舎の建設計画についてですが、第1回目の入札が不調に終わったことを受け、現在実施設計を再度行っておりますが、12月中には基本的な部分の打ち合わせを行い、議会に対しましても設計状況を報告させていただければと考えているところであります。入札手続き等については年度末になることも予想されますが、関連事業はかなり進んでおりますので、1日でも早く庁舎建設工事に着工できるように調整をして参りたいと考えております。

また、来年2月には南関町まち・ひと・しごと創生総合戦略及び南関町人口ビジョンが5年間の期間を経て、改定の時期を迎えることになり審議会でも議論をいただいておりますが、すでに町職員からの提案はたくさん提出されており、議員の皆様からの提案もいただけるものと思いますので、これからの町づくりに活かせるような総合戦略にしたいと考えております。

以上、現在の状況等も含めてお話をさせていただきましたが、今回の議案の提案につきましては、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例制定についてが1件、南関町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてのほか、条例の一部改正についてが1件、令和元年度一般会計補正予算のほか、各特別会計の補正予算が4件、町道の

路線廃止についてが2件、町道の路線認定についてが2件、熊本縣市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更についてが1件、南関町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてが1件を提案しています。特に一般会計補正予算は、総務課、ふるさと寄附金費、寄附金返礼費800万円、発送業務委託料300万円、基金積立金667万5,000円、建設課、住宅管理費の修繕費350万8,000円、まちづくり課、公有財産購入費の用地費287万9,000円などを増額し、一般会計の総額を77億6,530万2,000円としているところであります。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げまして、定例会開会にあたっての御挨拶とさせていただきます。

よろしくお願ひいたします。

-----○-----

○議長（橋永芳政君） お諮りします。

日程第4、議案第65号から日程第17、議案第78号までの議案を一括上程し、提案理由の説明を求めたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。したがって、日程第4、議案第65号から日程第17、議案第78号までの議案を一括上程することに決定しました。

-----○-----

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第 4 | 議案第65号 | 南関町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 5 | 議案第66号 | 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例の制定について |
| 日程第 6 | 議案第67号 | 南関町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 7 | 議案第68号 | 令和元年度南関町一般会計補正予算（第5号）について |
| 日程第 8 | 議案第69号 | 令和元年度南関町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について |
| 日程第 9 | 議案第70号 | 令和元年度南関町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について |
| 日程第10 | 議案第71号 | 令和元年度南関町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について |
| 日程第11 | 議案第72号 | 令和元年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第2号）について |

- 日程第 1 2 議案第 7 3 号 町道の路線廃止について
日程第 1 3 議案第 7 4 号 町道の路線認定について
日程第 1 4 議案第 7 5 号 町道の路線廃止について
日程第 1 5 議案第 7 6 号 町道の路線認定について
日程第 1 6 議案第 7 7 号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について
日程第 1 7 議案第 7 8 号 南関町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

○議長（橋永芳政君） 議案はお手元に配付してあります。

議案名を事務局長に朗読させますので確認してください。

事務局長。

○議会事務局長（橋本清孝君） 日程第 4、議案第 6 5 号から日程第 1 7、議案第 7 8 号までの議案名を読み上げます。

〔議案名朗読〕

○議長（橋永芳政君） 配付漏れはありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 配付漏れなしと認めます。

それでは、ただいまから提案理由の説明を求めます。

担当職員は、順次説明をしてください。

総務課長。

○総務課長（北原宏春君） 第 6 5 号議案、南関町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由及び内容を説明いたします。

提案理由は地方公務員法第 2 4 条の趣旨に添い、給与を適正なものにするためでございます。今回の条例の一部改正につきましては、令和元年の人事院勧告に基づくものでございます。今年の人事院からの給与勧告では、月例給及び特別給ボーナスの引き上げ及び住居手当の改定が勧告されております。町ではこの勧告に基づき、民間給与との格差 0.09%埋めるものとして、大卒程度の初任給を 1,500 円、高卒程度の初任給を 2,000 円引き上げるなど給料表の水準を引き上げ、また特別給ボーナスにつきましては、勤勉手当を 0.05 月分引き上げるよう御提案するものでございます。施行日は勧告どおり給与表の改定を平成 31 年 4 月 1 日に遡及することとし、住居手当は令和 2 年 4 月 1 日から施行することとしております。職員の減少傾向が続く中で、公務を遂行する職員の士気を高め、住民サービスの向上に繋がるものとして御提案するものでございます。なお、管内の町も南関町と同様、国の人事院勧告に準拠する方針でございます。

次に、今回提案いたします議案の条文を御説明いたします。

次のページをお開きください。第1条は第15条第2項第1号中「100分の92.5」を「6月に支給する場合には100分の92.5、12月に支給する場合には100分の97.5」に改めるとするもので、勤勉手当を0.05月引き上げるものでございます。また、別表1につきましては、このページから5ページに渡る給料表の改正でございます。

次に第2条は、給与条例第7条の4第1項に規定する住居手当の改定で、第7条の4第1項中「1万2,000円」を「1万6,000円」に改め、同条第2項中「各号に掲げる額」を「各号に定める額」に改め、同項第1号中「2万3,000円」を「2万7,000円」に、「1万2,000円」を「1万6,000円」に改め、同項第2号中「2万3,000円」を「2万7,000円」に「1万6,000円」を「1万7,000円」に改めるものでございます。

また、給与条例第15条の第2項第1項については、今年度は12月のみで率を引き上げましたが、令和2年度においては6月、12月の2回を均一にするために今回の月分を半分にしております。

附則としまして、第1条で施行期日を定めており、第2条では内払とすることを定めるもので、12月に差額を支払うこととするものでございます。第3条では住居手当に関する経過措置について規定をいたしております。第4条では、規則への委任を述べております。

以上で、説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、第66号議案に移らせていただきます。第66号議案、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例の制定について提案理由及び内容を説明いたします。提案理由は成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い関係条例を適正なものにするためでございます。今回の法律につきましては、成年被後見人等を資格、職種、業務等から一律に排除する規程、欠格条項を排除するとともに、必要に応じて心身の保障等の状況を個別的、実質的に審査し、制度ごとに必要な能力の有無を判断する規定、個別審査規定を置くこととされております。また、地方公共団体の条例との整備が必要なものの施行期日は、令和元年12月14日とされているところでございます。町では、この法律の施行により、成年被後見人等の欠格条項の削除など、関係します条例の整備等必要があることから御提案するものでございます。

それでは、議案の成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るため

の関係条例の整備に関する条例について御説明いたします。

次のページをお開きください。右側です。今回一括条例で一部を改正します条例は5本でございます。まず、第1条は南関町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正でございます。第1条南関町一般職職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。第14条第1項中「、若しくは地方公務員法第16条第1項に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第4項中「、若しくは失職し」を削るとし、以下第14条、第15条、第17条を改正するもので、地方公務員法の欠格条項の削除関係によるものでございます。

次に第2条は、南関町職員の分限の手続き及び効果に関する条例の一部改正で、法律の条文のずれに伴うものでございます。

次に、第3条は南関町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正でございます。第3条南関町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を次のように改正する。第2条ただし書きを次のように改める。ただし、次の各号に掲げる者については、印鑑の登録を受けることができないものとする。第2条に次の各号を加える。(1) 15歳未満の者。(2) 意思能力を有しない者。(前号に掲げる者を除く。)と定めるものでございます。以下、第5条、第6条を改正するものでございます。

次のページをお開きください。上から4行目第4条は南関町職員等の旅費に関する条例の一部改正で欠格条項の削除によるものでございます。

次に、第5条は南関町下水道条例の一部改正でございます。条ずれ及び個別の審査規定を定めるものでございます。

附則といたしまして、施行期日と処分等に関する経過措置を定めるものでございます。

以上で、成年被後見人等の権利の整備に関する措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例の制定についての提案理由及び議案の説明を終わります。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（橋永芳政君） 福祉課長。

○福祉課長（島崎 演君） 第67号議案、南関町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案理由及び内容の御説明を申し上げます。提案理由は災害弔慰金の支給等に関する法律及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の改正に伴い条例の一部を改正する必要があるためでございます。

次のページをお開きください。南関町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例。南関町災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年条例第28号）一部を次のように改める。第14条の条文に関して次の1項から3項までに改めたもので、1項では災害援護資金の貸し付けを受けようとするものは、保障人を立て

ることができるとし、2項では保障人を立てる場合は、無利子、立てない場合は据置期間中は無利子とし、経過後はその利率を延滞の場合を除き、年1.5%とするものでございます。3項では、第1項の保障人は連帯し、債務を負担するものとしその保証債務は違約金を含むものと定めたものです。

続いて、第15条第1項において償還方法に関し、これまでの年賦または半年賦と定めていたものに加えて、月賦償還を追加するものです。3項につきましては、改正による条ずれを正しく整理したものでございます。

附則としまして、この条例は公布の日から施行すると定めるものでございます。第2項では経過措置を定めたものでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（橋永芳政君） 総務課長。

○総務課長（北原宏春君） 第68号議案、令和元年度南関町一般会計補正予算（第5号）について御説明いたします。

1ページをお願いいたします。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,873万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ77億6,530万2,000円とするものでございます。

2ページをお開きください。歳入でございます。1款町税は2項固定資産税に5,172万1,000円を追加して、7億6,766万9,000円とし、予算総額を12億4,695万円とするものでございます。2款地方譲与税は3項地方道路譲与税1,000円を追加して、1,000円とし、予算総額を5,500万1,000円とするものでございます。15款国庫支出金は1項国庫負担金を22万2,000円減額して、4億4,591万3,000円とし、予算総額を7億3,400万8,000円とするものでございます。16款県支出金は1項県負担金に22万2,000円を追加して2億5,395万円とし、2項県補助金に91万4,000円を追加して2億7,124万円とし、3項県委託金に668万1,000円を追加して、3,520万3,000円とし、予算総額を5億6,039万3,000円とするものでございます。18款寄附金は1項寄附金に2,000万円を追加して、1億2,150万1,000円とするものでございます。19款繰入金は1項基金繰入金を4,000万円減額し、5億4,437万円とし、予算総額を5億5,068万5,000円とするものでございます。21款諸収入は4項雑入に941万5,000円を追加して1億1,939万9,000円とし、予算総額を1億3,103万7,000円とするものでございます。歳入合計は補正前の77億1,657万円に補正額4,873万2,000円を追加して、77億6,530万2,000円とするものでござ

ざいます。

3 ページをお開きください。歳出でございます。1 款議会費は1 項議会費に4 万4,000 円を追加して、8,422 万2,000 円とするものでございます。2 款総務費は、1 項総務管理費に2,597 万5,000 円を追加して、23 億6,840 万円とし、2 項町税費に48 万7,000 円を追加して、9,387 万1,000 円とし、3 項戸籍住民基本台帳費に7 万5,000 円を追加して、2,674 万3,000 円とし、4 項選挙費に680 万2,000 円を追加して、2,203 万8,000 円とし、5 項統計調査費を16 万円を減額して956 万4,000 円とし、6 項監査委員費6,000 円を追加して、130 万5,000 円とし、予算総額を25 億2,192 万1,000 円とするものでございます。3 款民生費は1 項社会福祉費に137 万5,000 円を追加して、12 億3,430 万円とし、2 項児童福祉費に40 万9,000 円を追加して、5 億4,151 万1,000 円とし、予算総額を17 億7,581 万1,000 円とするものでございます。4 款衛生費は、1 項保健衛生費を94 万9,000 円減額して、2 億3,128 万6,000 円とし、2 項清掃費に24 万7,000 円を追加して、2 億1,588 万3,000 円とし、予算総額を4 億5,222 万9,000 円とするものでございます。5 款農林水産業費は1 項農業費に216 万4,000 円を追加して、2 億6,582 万7,000 円とし、予算総額を2 億9,304 万円とするものでございます。6 款商工費は1 項商工費に297 万4,000 円を追加して、2 億4,240 万6,000 円とするものでございます。7 款土木費は1 項土木管理費を159 万8,000 円減額して、9,396 万3,000 円とし、2 項道路橋梁費に34 万2,000 円を追加して、3 億8,295 万5,000 円とし、4 項住宅費に392 万4,000 円を追加して、1 億6,310 万円とし、6 項浄化槽整備推進事業費に175 万6,000 円を追加して、3,555 万8,000 円とし、予算総額を8 億1,008 万7,000 円とするものでございます。9 款教育費は3 項中学校費に123 万9,000 円を追加して、4,256 万円とし、次のページをお開きください。4 項社会教育費に11 万3,000 円を追加して、1 億936 万円とし、5 項保健体育費に17 万3,000 円を追加して、1 億2,131 万8,000 円とし、予算総額を4 億7,906 万3,000 円とするものでございます。10 款災害復旧費は1 項農林水産施設災害復旧費に374 万9,000 円を追加して、1 億2,976 万9,000 円とし、予算総額を1 億6,199 万2,000 円とするものでございます。11 款公債費は1 項公債費を243 万9,000 円減額し6 億9,457 万5,000 円とするものでございます。12 款予備費は1 項予備費に202 万4,000 円を追加して、1,409 万6,000 円とするものでございます。歳出合計は補正前の補正前の77 億1,657 万

円に補正額4,873万2,000円を追加し、77億6,530万2,000円とするものでございます。

次の5ページ第2表は、繰越明許費補正の追加でございます。7款土木費、2項道路改良費、道路新設改良事業を2億114万6,000円繰り越すもので、田町堀池園線などがございます。次に、10款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費の農地等災害復旧事業を1億1,835万5,000円、2項公共土木施設災害復旧費の河川等災害復旧事業を2,850万1,000円繰り越すもので現年債の工事費でございます。

次に、6ページをお開きください。第3表債務負担行為でございます。事項1道路維持工事、期間は令和2年度、限度額を1,880万円とするものでございます。

7ページと8ページは歳入歳出事項別明細書の総括表でございます。

9ページをお開きください。歳入の内訳でございます。主なものについて御説明いたします。1款町税、2項、1目固定資産税、1節現年課税分を償却資産の見込み増などにより5,172万1,000円追加するものでございます。

10ページをお開きください。中ほどの16款県支出金、3項、1目総務費県委託金は5節選挙費県委託金678万9,000円を追加するもので、熊本県知事選挙費県委託金でございます。次の18款寄附金、1項、1目一般寄附金は2,000万円を追加するもので、ふるさとなんかん応援寄附金の見込み増によるものでございます。

11ページを御覧ください。一番上の21款諸収入、4項、2目、4節雑入は941万5,000円を追加するもので、多面的機能支払交付金返還金406万円、後期高齢者医療市町村療養給付費負担金返還金440万円などがございます。

歳入は終わりました、次に歳出の内訳に移らせていただきます。

12ページをお開きください。主なものを御説明いたします。2段目の2款総務費、1項、中ほどの7目企画費は438万5,000円を追加するもので、15節の工事請負費にテレビ共同受信施設支柱移転等工事としまして、94万4,000円、17節公有財産購入費に用地費として287万9,000円を追加するものでございます。

次の13ページをお願いします。中ほど18目ふるさと寄附金に2,000万円を追加するもので、8節報償費に謝礼800万円、13節委託料にふるさと寄附金返礼品発送業務委託料など517万円5,000円、25節積立金に667万円5,000円などがございます。

次に14ページをお開きください。中ほど下の2款総務費、4項、6目熊本県知事選挙費に678万9,000円を追加するもので、主なものは3節職員手当等に

時間外勤務手当 378万2,000円などでございます。

次に2ページ飛びまして、17ページをお開きください。上から2段目の二つ目5款農林水産業費、1項農業費、4目農地費に249万5,000円を追加するもので、23節償還金利子及び割引料の多面的機能支払交付金返還金でございます。一番下の6款商工費、1項、11目南の関うから館費は289万4,000円を追加するもので、11節需要費に277万7,000円で光熱費180万円などでございます。

次に18ページをお開きください。中ほど下から2段目の7款土木費、4項、1目住宅管理費に392万4,000円を追加するもので、11節需用費の修繕費は町営住宅の修繕費でございます。

1ページ飛びまして、20ページをお開きください。10款災害復旧費、1項、1目農地等災害復旧費に374万9,000円を追加するもので、13節委託料測量設計委託料の326万3,000円などでございます。

以上で説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（橋永芳政君） 福祉課長。

○福祉課長（島崎 演君） 第69号議案、令和元年度南関町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきまして御説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ136万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億7,716万8,000円とするものでございます。

2ページをお願いいたします。歳入でございます。3款国庫支出金、2項国庫補助金に128万円を追加し、7款繰入金、1項他会計繰入金に6万円を追加し、1億321万4,000円とし、9款諸収入、3項雑入に2万3,000円を追加し503万7,000円として、歳入合計補正額136万3,000円を追加し、歳入合計14億7,716万8,000円とするものでございます。

3ページをお願いいたします。歳出でございます。1款総務費、1項総務管理費に134万円を追加し、766万6,000円とし、8款諸支出金、1項償還金及び還付加算金に25万円を追加し、135万1,000円とし10款予備費、1項予備費を22万7,000円減額し、4,744万円とし歳出合計補正額136万3,000円を追加して、歳出合計14億7,716万8,000円とするものでございます。

6ページをお願いいたします。歳入の内容説明でございます。3款国庫支出金、2項国庫補助金、8目国民健康保険制度関係事業費補助金、2節国民健康保険制度

関係業務事業費補助金7万9,000円を追加するもので、外国人在留資格等の連携項目を追加するシステム改修費でございます。同款、同項、9目システム整備費補助金、1節社会保障税番号制度システム整備費補助金120万1,000円を追加するもので、オンライン資格確認等システム導入対応のためのシステム改修費とデータ標準レイアウト対応のためのシステム改修費でございます。7款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、2節一般会計繰入金を6万円追加するもので、事務費繰入金でございます。9款諸収入、3項、5目、1節雑入を2万3,000円追加するもので、平成30年度の特定健康診査、特定保健指導等事業費返還金でございます。

7ページをお願いいたします。歳出の内容説明でございます。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、13節委託料134万円を追加するもので、電算システム改修委託料でございます。内容としましては、外国人在留資格等の連携項目を追加するシステム改修及びオンライン資格確認等システムの導入対応のためのシステム改修等でございます。8款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目一般被保険者保険税還付金、23節償還金利子及び割引料を25万円追加するもので、過誤納金還付金でございます。最後に10款、1項、1目予備費22万7,000円を減額するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（橋永芳政君） ここで、説明の途中ですが、10分間の休憩をとります。

-----○-----

休憩 午前11時02分

再開 午前11時12分

-----○-----

○議長（橋永芳政君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

説明の途中でありましたので、これを続行します。

建設課長。

○建設課長（嶋永健一君） それでは、第70号議案、令和元年度南関町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について御説明を申し上げます。

1ページをお願いします。歳入歳出予算の総額にそれぞれ16万8,000円を追加し、それぞれの総額を1億7,783万2,000円とするものでございます。また、地方自治法第214条の規定により、債務負担行為を追加するものでございます。

2ページをお開きください。歳入でございます。3款諸収入は2項雑入に16万

8,000円を追加して、16万8,000円とし、歳入合計を1億7,783万2,000円とするものでございます。

3ページは歳出でございます。3款公債費は1項公債費に6,000円を追加して、6,228万円とし、4款予備費は、1項予備費に16万2,000円を追加して、116万2,000円とし、歳出合計を1億7,783万2,000円とするものでございます。

4ページをお願いします。第2表債務負担行為補正の追加でございます。事項の1浄化センター維持管理業務委託を追加するもので、平成30年度から令和3年度の4年間を旧消費税率で債務負担行為をしております。その分に係ります委託業務の消費税が改正になりましたので、消費税上昇額相当分の期間、令和2年から令和3年度、限度額を188万5,000円とするものでございます。

7ページをお願いします。歳入でございます。3款諸収入は2項雑入に16万8,000円を追加して、16万8,000円とし、歳入合計を1億7,783万2,000円とするものでございます。消費税還付金でございます。

8ページをお願いします。歳出でございます。3款公債費は1項公債費、1目元金の23節償還金利子及び割引料に6,000円を追加して、6,228万円とするものです。地方債元金保障金の不足分でございます。4款予備費は1項予備費、1目予備費に16万2,000円を追加して、116万2,000円とするものでございます。

以上で、説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（橋永芳政君） 福祉課長。

○福祉課長（島崎 演君） 第71号議案、令和元年度南関町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）につきまして御説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ65万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億2,013万9,000円とするものでございます。

2ページをお願いいたします。歳入でございます。3款国庫支出金、2項国庫補助金に21万1,000円を追加し、1億4,702万1,000円とし、4款支払基金交付金、1項支払基金交付金に22万8,000円を追加し、3億9,254万5,000円とし、5款県支出金、3項県補助金に10万5,000円を追加し、861万9,000円とし、7款繰入金、1項一般会計繰入金に11万3,000円を追加し、2億891万5,000円とし、歳入合計補正額65万7,000円を追加して、歳入合計15億2,013万9,000円とするものでございます。

3ページをお願いいたします。歳出でございます。1款総務費、1項総務管理費7,000円を追加し、195万6,000円とし、2款保険給付費、1項介護サービス等諸費を265万円減額して、12億8,255万4,000円とし、2款、2項介護予防サービス等諸費に265万円を追加し、3,320万4,000円とし、4款地域支援事業費、2項一般介護予防事業費に84万5,000円を追加し、2,143万6,000円とし、8款予備費、1項予備費を19万5,000円減額し、438万3,000円とし、歳出合計補正額65万7,000円を追加し、歳出合計15億2,013万9,000円とするものでございます。

6ページをお願いいたします。歳入の主な内容説明でございます。3款国庫支出金、2項国庫補助金、1目、1節地域支援事業交付金介護予防日常生活支援総合事業分21万1,000円でございます。4款支払基金交付金、1項支払基金交付金、2目地域支援事業費支援交付金、1節現年度分22万8,000円でございます。

7ページをお願いいたします。歳入の主な内容説明でございます。2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、1目居宅介護サービス給付費、19節負担金補助及び交付金400万円を決算見込みにより減額するものです。次に2款、1項、7目居宅介護サービス計画給付費、19節負担金補助及び交付金135万円を決算見込みにより追加するものでございます。次に、2款保険給付費、2項介護予防サービス等諸費、1目介護予防サービス給付費、19節負担金補助及び交付金265万円を決算見込みにより追加するものでございます。次に4款地域支援事業費、2項一般介護予防事業費、1目一般介護予防事業費13節委託料、84万5,000円を追加するもので、これは新規開設3カ所の介護予防教室分の委託料でございます。

8ページをお願いいたします。最後に8款、1項、1目予備費19万5,000円を減額するものでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（橋永芳政君） 建設課長。

○建設課長（嶋永健一君） 第72号議案、令和元年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第2号）について御説明を申し上げます。

1ページをお願いします。歳入歳出の総額にそれぞれ175万6,000円を追加し、それぞれの総額を1億3,696万7,000円とするものでございます。

2ページをお開きください。歳入でございます。5款繰越金は1項一般会計繰入金に175万6,000円を追加して、3,555万8,000円とし、歳入総額を1億3,696万7,000円にするものでございます。

3ページは歳出でございます。1款総務費は1項総務管理費に174万4,000

0円を追加して、4,504万4,000円とし、2款事業費は、1項浄化槽整備推進事業に1万2,000円を追加して、7,191万9,000円とし、歳出総額1億3,696万7,000円とするものでございます。

飛びまして、6ページをお開きください。歳入について説明でございます。一般会計繰入金に175万円6,000円を追加し、繰入総額3,555万8,000円とするものでございます。

7ページは歳出でございます。1款総務費については1項総務管理費一般管理費174万4,000円を追加し、4,504万4,000円とするものでございます。内訳としまして11節需用費の消耗品は浄化槽付属設備、ブロワー等の取替部品でございます。修繕費は向原団地等の浄化槽の修繕費に係るものでございます。2款事業費については、1項浄化槽整備推進費浄化槽建設費、3節職員手当2,000円を追加し、4節共済費1万円を追加するものでございます。

これで、説明を終わります。御審議の上、御承認を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案の資料のほうお願いします。第73号議案、町道の路線廃止について御説明いたします。提案理由は路線を廃止しようとする場合は道路法第10条第3項の規定により、議会の議決を得る必要があるためでございます。

次の参考資料を御覧ください。今回提案いたします廃止路線は路線番号60、路線名町道草村・高久野線で起点が大字長山字前畑350番地先から終点大字高久野字柴ノ中769番地先までの路線でございます。南関西地区高久野工区圃場整備事業とあわせて行いました道路改良工事に伴い、改良前の路線を廃止するものでございます。

続きまして、第74号議案、町道の路線認定について御説明いたします。提案理由は路線を認定しようとする場合は道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を得る必要があるためでございます。

提案いたします町道は、路線番号60、路線名町道草村・高久野線は起点を大字長山字前畑2086番3地先からとし終点を大字高久野字柴ノ中763番1地先までとし県道荒尾南関線と町道尾田高久野線を結ぶ路線として認定するものでございます。

続きまして、次の資料をお願いします。第75号議案、町道の路線廃止について御説明いたします。提案理由は路線を廃止しようとする場合は道路法第10条第3項の規定により、議会の議決を得る必要があるためでございます。

次の資料を御覧ください。今回提案いたします廃止路線は路線番号203、路線名町道高久野3号線で起点が大字高久野字前田29番地先から、終点大字高久野字

前田386番地先までの路線でございます。南関西地区高久野工区圃場整備事業に伴い、事業以前の路線を廃止するものでございます。

続きまして、第76号議案、町道の路線認定について御説明いたします。提案理由は路線を認定しようとする場合は道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を得る必要があるためでございます。

提案いたします町道は路線番号203、路線名町道高久野3号線は起点を大字高久野字原236番3地先から、終点を大字高久野字原386番地先までとし、高久野2号線から分岐する路線として認定するものでございます。

以上で、説明を終わります。御審議の上、御承認を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（橋永芳政君） 総務課長。

○総務課長（北原宏春君） 第77号議案、熊本縣市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について提案理由及び内容を説明いたします。

熊本縣市町村総合事務組合で行っている退職手当事務に熊本県後期高齢者医療広域連合が令和2年4月1日より加入することとなるため、今回提案するものでございます。地方自治法第286条第1項では、一部事務組合の共同処理する事務を変更し、または規約の一部を変更しようとするときは関係地方公共団体の協議によりこれを定め、知事の許可を受けなければならないとされておりますので、この規定により熊本縣市町村総合事務組合規約の一部を変更するものでございます。

内容を御説明いたします。追加に伴いまして、規約の別表第2第3条第1号に関する事務の項中、「天草広域連合」の次に、「熊本県後期高齢者医療広域連合」を加えるとしております。また、附則で、この規約は令和2年4月1日から施行するといたしております。

以上で説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。

○議長（橋永芳政君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） 第78号議案、南関町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、提案理由、内容の説明をさせていただきます。

南関町教育委員会委員に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。また、委員の任期は4年でございます。住所、南関町大字関下1393番地5、氏名、伊藤洋治、生年月日、昭和27年5月28日生まれ、67歳でございます。この度、現教育委員会委員の伊藤洋治氏の任期が、令和元年12月24日までとなっておりますので、再度南関町教育委員会委員に任命したいので提案するものであります。伊藤氏は昭和50年3月に早稲田大学社会科学部を卒業され、同年株式会社

寿屋に入社、その後昭和54年4月より福岡市立内野小学校を初任に、三池小学校、大牟田小学校の教諭として勤務され、平成8年4月より大牟田市立高取小学校の教頭として勤務された後、平成17年4月より校長として柳川市立中島小学校、豊原小学校を経て平成21年4月に大牟田市立倉永小学校を最後に、平成24年3月定年退職をされております。定年後は平成27年12月25日より南関町教育委員会委員に就任され、現在は1期目でございます。また、平成30年4月1日からは教育長職務代理者として尽力されております。その人柄は温厚誠実で学識経験も豊富であり、当町教育委員会委員として適任であると思われまますので、御提案申し上げます。何卒、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（橋永芳政君） 以上で、提案理由の説明を終了します。

-----○-----

日程第18 一般質問

○議長（橋永芳政君） 日程第18、一般質問を行います。

発言の通告があつておりますので、順次発言を許します。11番議員の質問を許します。

11番議員。

○11番議員（境田敏高君） おはようございます。11番議員の境田です。

今回は先に通告しておりました南関町の防災対策についてとLGBTについての2点について質問いたします。

まず、1点目の南関町の防災対策についてです。近年地球温暖化の影響による記録的な豪雨となり各地で甚大な災害が発生しています。特に先の台風19号では河川の水が堤防を溢れ氾濫が相次ぎ、道路や建物が浸水しました。また、堤防から水が溢れなくても排水溝や下水道などの排水能力を超える内水氾濫も起きております。この内水氾濫は河川から離れた場所でも被害が起こる可能性があり、河川氾濫の浸水より頻度が高いと言われております。洪水ハザードマップの浸水想定区域とは異なっております。地球温暖化の影響で今後九州では他の地域より雨量が増えるとみられております。大雨、土砂災害はいつ発生するかわかりません。浸水想定区域の基準となる雨量は数十年から100年に1度から、千年に1度に引き上げられております。国は浸水が見込まれる地域の市町村に、避難所や避難経路などを盛り込んだハザードマップの作成を義務づけています。我が町も対象となっているのか。またハザードマップを活かす施策の一つとして住民の避難など促す対策はどのようになっているのか。そこで近年思いもよらない豪雨となり、各地で甚大な災害が起きているが我が町のハザードマップの現状と対策を尋ねます。

2点目のLGBTについての質問です。耳慣れない言葉ですが、性的少数者の総

称です。もっと詳しく表現しますとLGBTのLはレズビアン、Gがゲイ、Bが両性愛者、Tが心の性と体の性の不一致の頭文字から作られた言葉です。このLGBTの存在を訴え差別や偏見に対して声を上げる運動が起きております。また、LGBTが直面する困難についても認知が広まりつつあります。国内最大級のLGBT関連の6回目となる東京でのイベントでは、過去最大の5,000人の参加があったと報道されております。熊本県、熊本市はLGBTのカップルを公的に認める熊本市のパートナーシップの宣誓制度の宣誓書、受領証があれば県営住宅への入居申し込みを認めるよう方針を示されました。また今住んでいる自治体が発行するパートナーシップ受領証などを提示すれば手続きすると述べられております。ちなみに熊本市では1組が宣誓されております。長崎市は9月2日、LGBTなどの性的少数者のカップルを公的に認定するパートナーシップ制度が導入されました。早速この日の業務開始と同時にカップルの届け出がなされております。これにより单身では入居できない市営住宅に申し込みなどのメリットがあり、行政機関が積極的に認めることで理解の深まりも期待されています。福岡市では昨年4月から性的少数者のカップルに市営住宅の申し込みや市民病院などでの病状説明の立ち合いも認める制度を九州で初めて認めています。民間企業の大手ハウスメーカーは事実婚の相手や同性パートナーを社内制度上の配偶者として扱うとしております。結婚休、育児休業、家族手当などを対象とするとして運用するとしております。しかし、このLGBTに対して理解、配慮が厳しいものがあります。福岡県宗像市では今年市の職員が人権学習に性的少数者のテーマを提案したところ、自治組織側から高齢者が関心を持ってないと却下されています。地方には根強い性的少数者への偏見、理解配慮がいかにも根深いものが現実としてあります。しかし、こういう人たちがいることも知っておかねばなりません。LGBTに対する偏見や差別的な扱いはあってはなりません。国はLGBTをからかいやいじめの対象とする言動もセクハラにあたり、許されないことを明確にしております。冒頭でも言いましたが、最近LGBTの存在を訴え、差別や偏見に対しての声を上げる運動が起きています。また、LGBTが直面する困難についても認知が広まりつつあるようですが、なかなか身近に接する人は少ないと思います。そこで、我が町の現状と課題を尋ねます。

この後の質問は自席で行いますので、よろしく申し上げます。

○議長（橋永芳政君） 11番議員の質問に対する答弁を求めます。

町長。

○町長（佐藤安彦君） 11番、境田敏高議員の南関町の防災対策についての御質問にお答えいたします。

近年思いもよらない豪雨となり、各地で甚大な災害が起きているが、我が町のハ

ザードマップの現状と対策を尋ねるについてですが、近年の気象災害では局地的な集中豪雨の発生など、何十年に一度とかこれまでにないというようなニュースを毎年聞くようになり、国を挙げての防災対策、気象情報等の改善も図られてはいるものの、今年も多く地域で甚大な被害が発生しております。本年度、本町に置きましても、梅雨、台風シーズンの大雨等により、住民の安全確保のために避難勧告2度を含む5度にわたり避難所を開設し、早期対応を図ってきたところであります。御質問の町のハザードマップにつきましては、洪水ハザードマップを平成21年11月に作成し、配布しております。このハザードマップは、2日間530ミリの雨量を想定したものです。その後、平成29年度に株式会社ゼンリンと総合防災マップ共同発行に関する協定を締結し、同じ雨量の想定で浸水と土砂災害警戒区域とを合わせ、より詳しく防災対策や避難所等を掲載し、南関町総合防災マップを平成30年3月に全戸配布したところであります。

対策につきましては、住民への周知で申し上げますと防災行政無線はもちろん、梅雨前に発行の広報なんかに防災対策の情報の掲載、町ホームページに先ほどの総合防災マップ及びその年度の南関町地域防災計画の掲載、自主防災組織の総会時での情報提供などの対策による周知に努めております。また、土砂災害につきましては、今年7月に自主防災組織を通じて県指定による建物が土砂災害警戒区域等にある全世帯に該当している旨の通知としてチラシを配布して、情報提供とともに注意を促したところでございます。

次に、LGBTについて、近年LGBTの存在を訴え、差別や偏見に対して声を上げる運動が起きている。また、LGBTが直面する困難についても認知が広がりつつあるが、我が町での現状と課題を尋ねるとの御質問にお答えいたします。

南関町では、平成7年に南関町におけるあらゆる差別をなくすことを目指す条例を定め、人権のまちづくりに取り組んでいるところでございます。この条例の目的の中で、あらゆる差別をなくし町民一人一人の人権尊重の意識の高揚に努め、もって平和な明るい南関町の実現に寄与することと定め、町の責務としても目的達成のため必要な施策を推進するとともに、行政の全ての分野において町民の人権意識の高揚に努めるとしているものであります。今回、議員からの御質問のLGBTに関しましても、性的指向や性自認を理由とする偏見や差別をなくし、誰もが自分の性を尊重され、自分らしく生きられる社会の実現のため、これまで以上に国、県及び関係団体と連携を図り、各種研修会や南町民センターで実施している集会所学習会、また町内全世帯配布の人権冊子、人権啓発用冊子、幸せを求めてなどを通して人権教育と啓発活動の推進を図って参りたいと思っております。

以上、お答えしまして、この後の質問につきましては、自席よりお答えさせてい

いただきます。また、詳細につきましては、教育長及び担当課長がお答えいたします。

○議長（橋永芳政君） 教育長。

○教育長（谷口慶志郎君） 11番、境田議員のLGBTについての御質問にお答えします。学校教育での全国的な取り組みや現状ということで、お答えさせていただきます。

まず、平成26年6月に、文部科学省により学校における性同一性障害に係る対応に関する状況調査が実施され、性同一性障害に関する教育相談等があったとして、全国の小中高等学校から600件あまりの報告がっております。その翌平成27年4月には、この調査結果を踏まえて、性同一性障害に係る児童生徒の特有の支援など具体的な事項を取りまとめた性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応実施等についての通知文が出されたところでございます。更に、翌年4月にはまずは教職員が偏見等なくして理解を深めることが必要ということで、教職員向けにその手引き等が出されたところでございます。この中では、悩みや不安を受け止める必要性は性同一性障害に係る児童生徒だけでなく、いわゆる性的マイノリティいわゆるLGBTとされる児童生徒全般に共通するものであることが明らかにされております。各学校ではこの手引きを活用し、教職員間の情報共有の大切さを始め、サポート体制づくりや医療機関との連携、そして学校生活の各場面での具体的な対応の仕方などについて理解を深めてきたところでございます。

また、町内の小中学校では昨年度教育委員会で作成しました人権啓発資料幸せを求めてに載せています多様な性について考えようなども活用して校内研修等を工夫実施して、理解啓発に努めております。しかし、性的マイノリティの存在やその理解については、当事者の人たちがカミングアウトすることができない現実の中で、本人の了解を得ないで、その内容がオープンにされるなどの問題も起こっており、私たち学校関係者をはじめ当事者を取り巻く児童生徒、保護者等の認識もまだまだ十分ではないと受け止めています。

こういう状況からまずは当事者の児童生徒、保護者の意向を踏まえた配慮と、ほかの児童生徒への配慮との均衡を取りながら支援をしていく必要があると考えています。もちろんいかなる理由でも、いじめや差別を許さない適切な生徒指導や人権教育の推進が悩みや不安を抱える児童生徒に対する支援の土台となるものと思っております。

以上、お答えしましてこの後の御質問につきましては、自席よりお答えさせていただきます。

○議長（橋永芳政君） 11番議員。

○11番議員（境田敏高君） はい。どうもありがとうございました。

では、災害対策の再質問に移ります。先ほど、冒頭で言いましたが町長も言われましたが、近年は地球温暖化の進行に伴い、豪雨災害が異常気象の増加が避けられないと言われております。現に、1時間に50ミリ以上の雨の回数は2018年度までの10年間は1985年までの10年間を比較しますと、1.4倍に増えていきます。この自然災害には大雨ばかりさっき言ってますけれど、大雨ばかりではありません。台風、竜巻、地震、津波、高潮などですが、幸い南関町では高潮、津波は考えられません。そこで、今回大雨に関連するハザードマップについての質問としております。冒頭で言いましたが、浸水想定区域図の作成は千年に1度と、1度程度の豪雨を想定したものに改正されました。ちょうど2年前ですかね、私たちがちょうど研修で帰るとき、左の方を見たら異様な情景だったんですけど、それが九州北部での1日前の天気やったです。そのとき、豪雨では大規模な土砂崩れ、ため池の決壊、土砂や流木が民家に押し入るなどの甚大な大災害が発生しました。原因は積乱雲が帯状に次々に発生する線状降水帯が原因でした。そのときの朝倉の1時間の雨量は129.5ミリで観測史上1位を更新しております。もし、これはわかりませんが、今もしの時代がなくなりましたけど、南関町に線状降水帯が発生した場合の前提と考えると、豪雨による土砂災害また河川の浸水などの防災対策、安全対策は取り組まれておりますかね。

○議長（橋永芳政君） 総務課長。

○総務課長（北原宏春君） 仮定ということで、線状降水帯が発生した場合ということですが、今年南関町の場合の大雨のときは、確かあれば線状降水帯ではなかったのかなと思っております。町では、熊本県の防災情報ネットワークシステムというのがありまして、それと熊本県の統合型防災情報システムを中心に、そういった状況をチェックして土壌雨量指数及び土砂災害警戒情報を活用しながら、避難勧告等の目安としているところでございます。

安全対策としましては、町長の答弁にもございました防災行政無線はもちろんですが、町ホームページによる命を守るための行動、家の中での安全な場所への移動や避難の呼びかけ、消防団や各自主防組織への連絡などにあたっているところでございます。

○議長（橋永芳政君） 11番議員。

○11番議員（境田敏高君） ありがとうございます。豪雨による土砂災害、河川浸水ですが、南関町の総合振興計画の安心安全なまちづくりの中で、治水事業の推進に危険箇所の調査に推進が記載されております。先ほど土砂災害について何か警戒区域にある全世帯に注意を促したとの答弁でしたが、南関町での豪雨に伴う土砂災害、危険度が高い場所はどのようになっていますかね。

○議長（橋永芳政君） 総務課長。

○総務課長（北原宏春君） 先ほどの紹介いたしました防災マップにも掲載しておりますが、町内には危険度の高い地域がたくさん数多くあります。町の防災計画に載せておりますが、地域防災計画に載せていますが、重要水防箇所の9カ所ですね、関川、内田川、琵琶瀬川沿いに9カ所。あるいは急傾斜地関東の前原笛鹿とか楮原あたりの地域、あるいは坂下のほうの北の辺田西とかそういった周辺の地域などございます。詳しいのはハザードマップのレッドゾーンとイエローゾーンの分布が土砂災害の危険の高い地域だというふうに思っております。

○議長（橋永芳政君） 11番議員。

○11番議員（境田敏高君） はい。危険箇所とかハザードマップとか言われましたけど、なかなかインターネットまで開いて見る人は少なかったですね、現実には。山林は地球温暖化の要因であります二酸化炭素を吸収し、これも土砂災害の防止に役立っていますが、やはり近年は輸入材が多くて採算が合わないため、山の手入れがよくしてありません。特に杉の木が大量に生えている、人工林は間伐しないと日当たりが日が入って来なくて杉が根をはらないと言われております。その一つの土砂崩れの原因になっているんですよね。山の管理がよくしてないと、これからもっと土砂崩れが増えるんじゃないかと思っておりますけど、町としてもこの土砂崩れの原因の一つと私は思いますけど、山の管理とかそういうのは何か指導はされとつとですかね。

○議長（橋永芳政君） 経済課長。

○経済課長（東田彰夫君） 現在のところは森林整備を推進するための施策としまして、森林の集約化に関することや間伐に関する財政支援としまして森林組合に行っているところであります。また、今年度より森林経営管理制度が始まりまして、森林所有者は森林を適切に管理することが義務付けられたこともあり、管理についての推進も今後あわせて行っていくこととしております。さらにバンブーフロンティア関連事業によります竹の収集に伴いまして、竹林等の管理がますます図られることを期待しているところです。

○議長（橋永芳政君） 11番議員。

○11番議員（境田敏高君） はい。今森林整備の義務化と言われましたけど、先ほども言いました、なかなか土地を持っている人はまだ理解が少なかったんじゃないかと思っておりますけど。ただ二、三日、今月ですかね、森林組合が、南関町に森林を持っている方に森林整備を要請されております。その際、費用は一切いらないと明記してありますけど、これも土砂災害の防止になりますので、町も協力要請に力を入れてください。土砂崩れですけど、津波、浸水の危険度が高い地域が住民の集団移転を

促すため市町村に国庫補助金の対象を拡大する方針を先月の22日に示されております。10戸以上から5戸以上に引き下げ、2020年度から適応としています。この防災集団移転促進事業は、市町村が移転先の住宅団地を造成し、道路などのインフラも整備しますが国が4分の3を補助、地方税を含みますと実質6%で済む事業ですが、想定される地域はあるのか、またこういう制度あるならば利用しようかなというお考えございませんか。

○議長（橋永芳政君） 総務課長。

○総務課長（北原宏春君） 今議員が言われました国の方針が示されたということでございますが、それについてまだ対応しているというわけではございませんが、現段階でそういった制度による移転を想定するというような地域はないと思っております。ないのではないかと思います。また、危険箇所の家を集約しての考えのところに付きましても今のところはそういった行方というようなところの考えはございません。

○議長（橋永芳政君） 11番議員。

○11番議員（境田敏高君） はい、わかりました。やはりここにおられる議員さんもあちこち行くと、やっぱり土砂崩れは結構相談されよるところが多かったですよね。ただ、これが県の管轄だからとか、2軒以上なかとでけんとか言われるとが多いんですよ。もし、先ほど言いました集団移転促進事業で、もしこれが適応するとがあるなら、やっぱり例えば今2軒以上なかといかんと言われますけど、1軒でも危ないところあれば、いくつかあるならばまとめてするならちゅうこつで、そういう考えなかかなてお聞きしたんですけど、そういうところは今ないと言われましたので、一応安心しました。

それで、今までちょっと土砂崩れだったんですけど、洪水のほうに移りますが国交省によると全国での氾濫危険水域は年々増えておりまして、5年前の5.7倍に増えているそうです。そのうち九州7県が3割を占めているデータが出ています。九州は先ほど冒頭で言いましたが、他の地域より豪雨が今後も増えると言われて、また逆に多かったねと言われてます。河川の氾濫を示して洪水ハザードマップは千年に1度に引き上げられましたが町では先ほど2日間で530ミリの想定と言われましたけど、今でもこの想定で大丈夫と思われませんか。浸水ハザードマップの見直しはどうかと思って、ちょっとお尋ねしますけど。

○議長（橋永芳政君） ここで、一般質問の途中ですが、昼食のため休憩します。

-----○-----

休憩 午後0時00分

再開 午後1時00分

○議長（橋永芳政君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問の途中でありましたので、これを続行します。

○議長（橋永芳政君） 総務課長。

○総務課長（北原宏春君） 答弁の前に先ほどの集団移転の事業の御質問につきまして、誤解があるといけませんので、再度お答えさせていただきます。そういう事業の対象となる地域は出てくると思いますけれども、数はわかりませんが現時点で町としましてそのような制度による移転を想定している地域、検討している地域はないということでございます。訂正させていただきます。

それから、御質問の洪水ハザードの現状で十分と思うか、見直しはというところでございますが、近年の状況を考えれば現在の洪水ハザードマップ、十分ではないと思っているところでございます。平成27年の水防法改正に伴い想定している最大規模の議員がおっしゃられた概ね千年に1度の規模を上回る洪水を想定したものを作る必要はあると思っております。現在、県のほうで策定をされているということで、その後、県の策定が終わりましたあとで、時期的には今のところ考えているのは庁舎建設、庁舎が移転しますので庁舎建設後にというところで考えているところでございます。

○議長（橋永芳政君） 11番議員。

○11番議員（境田敏高君） はい、どうも。まあ想定ですけどね、洪水の。現状ではちょっと十分じゃないということですけど。この前西日本豪雨では、倉敷の真備町ですか。あそこ何か水深が5メートルだったそうですけど、想定は10メートルから20メートル想定してあったそうです。これ、参考程度にちょっと言いましたけど。この前も先ほど言いました台風19号、あのときはやはり内水氾濫も各地で起こっております。近年の大雨による南関町での内水被害状況はどのようになってますかね。

○議長（橋永芳政君） 総務課長。

○総務課長（北原宏春君） 今年の7月22日の雨のときに報告されたもので発生当時に報告されたもので把握しているもので申し上げますと、第4小学校の下が冠水をいたしております。その他JAの大原給油初付近が冠水したという連絡があつていまして、中尾周辺が冠水、あとここは毎回というか何度も冠水しておりますが、中山の交差点ですね。あそこは冠水したということで、あとは柴尾団地入り口のところの冠水など、ほかにも内水氾濫と思われるものが発生したということで把握しております。その他、河川を含めた浸水というのは多数ございました。28日の雨では特に報告はなかったように記憶しております。

○議長（橋永芳政君） 11番議員。

○11番議員（境田敏高君） 今冠水が何箇所か言われましたけど、被害状況はどのようなものがあったんですかね。

○議長（橋永芳政君） 総務課長。

○総務課長（北原宏春君） 被害というのは、家の中に入ってきたとかそういったことでお聞きしております。

○議長（橋永芳政君） 11番議員。

○11番議員（境田敏高君） はい、わかりました。今までハザードマップは洪水やっただですけど、最近は何ですか内水ハザードマップも先ほど言いましたけど、結構内水氾濫が起きてますので、今まで被害がなくてもこの内水ハザードマップを作成するように進めていると思いますけど、町のほうではどのようになっていますかね。

○議長（橋永芳政君） 総務課長。

○総務課長（北原宏春君） 内水ハザードマップにつきましては、現段階では進んでおりません。

○議長（橋永芳政君） 11番議員。

○11番議員（境田敏高君） はい、国交省は10年前に自治体向けの内水ハザードマップの作成の手引き書を公表しております。これを基に未設定の市町村に使用を促すようです。内水氾濫は先ほども私も冒頭で言いましたけど、河川の氾濫の浸水より頻度が高く、発生まで早く起きると言われております。河川から離れた場所でも起きる可能性があることから、内水氾濫想定区域は洪水ハザードマップの浸水想定区域と異なるものです。これも特に何度も言いますが、避難中に犠牲になった人が非常に多かったんですよね。こういう浸水、内水もそうですけど、そういうのを考慮してやはり避難経路、避難場所の見直しも検討されておるのかちょっとお尋ねします。

○議長（橋永芳政君） 総務課長。

○総務課長（北原宏春君） はい、内水を想定したものは現在のところできてないというところがございますが、各地域にあります自主防災組織ではそういったものを想定して、避難経路を考えられているところはあるのではないかとこのふうには思っております。また、そういった内水の部分を含めたハザードマップの作成というのは、次の段階で作成するときに考える必要があるのではないかとこのところでございます。

○議長（橋永芳政君） 11番議員。

○11番議員（境田敏高君） はい。ぜひそういうことを考えてください。考えるときも一つですけど、やはり今本当に先ほど言いますが、考えられない洪水がありま

すので、今まで避難所に指定されたところでも行けないところがあると思うとですよ。流木何かかかってですね。避難所近くにも例えばさっき言いました真備町なんか5メートルぐらいの浸水やったと言いますけど、やはり4階建て、5階建てとかそういう町でも大きい建物のところに避難するように協力要請とか、また緊急ですね、別のところですけれども、避難される協定書何かは企業とか会社関係には今どのくらいあるとですかね。

○議長（橋永芳政君） 総務課長。

○総務課長（北原宏春君） はい、避難の協定ということでございますが、町の地域防災計画にも掲載しておりますように、町の指定の避難所と、それに拠点福祉避難所といたしまして、施設を5カ所協定をいたしておりますが、その他に地区内の避難所としては御本人からの申し出により個人宅の1カ所を避難所として締結をさせていただいてます。あと、事業所関係とは町との協定等はまだやってはおりません。

○議長（橋永芳政君） 11番議員。

○11番議員（境田敏高君） はい。今からいつ先どう、何度も言いますが、そういう災害が起こるかわかりませんので、よかなら民間もなるだけ企業も大いに協力要請ばしとってください。洪水とかあったとき、避難避難と言いますが、避難は避難所へ行くとやなかつたですよ。命を守る行動をとるのが避難と言われております。自らの判断で避難行動するにはやはり情報は欠かせません。先の台風19号ですね、大きな被害または多くの方が亡くなりました。亡くなった行政区ですね、早めの避難呼びかけに避難を断られたとの報道がなされています。雨や風が本格化する前にまだまだ大丈夫だと言われる人が多かったそうです。我が町も先ほど言いました8月28日ですか。今年は2回ぐらいの大雨警報が行われましたが、避難勧告が発せられて避難所行ったら誰もいなかったと。そういうことを聞いております。避難勧告が出せた各地区の行政区はどのようになっていたのか、ちょっとお尋ねいたします。

○議長（橋永芳政君） 総務課長。

○総務課長（北原宏春君） 避難をされた数という、行政区から避難された数ですかね。避難勧告を出しましたのが7月22日と、8月28日に一部の地域に避難勧告を出しておりますが、22日の大雨警報の時ですと、役場、交流センター、南町民センター、B&G海洋センター、開けましたが0人で、ふれあい広場に5人ということでございました。それから、8月28日は、午前7時に関外目地区に避難勧告、9時に下坂下の一部の地区に避難勧告を出しまして避難された方が交流センターが2人、B&G海洋センターが5人、南町民センターが0人ということでございました。

○議長（橋永芳政君） 11番議員。

○11番議員（境田敏高君） やっぱり避難勧告をされても、やはりこう避難されない人が今聞きますと非常に多いですね。やはりこれは住民周知の徹底が一番難しいと思います。今まで何なかったけん、なんのあらかとの認識違いがあると思うとですよ。今までがそれでよかったかもしれませんが、いつ災害があるかわかりません。最近はまだかでは済まない現実があります。これまでの常識が通用しない時代であることを自覚しなければなりません。行政としても町民の意識を今以上にどう高めるかが私は大きな課題だと思いますけど、今後どのように進めていけますか。

○議長（橋永芳政君） 総務課長。

○総務課長（北原宏春君） 防災意識、それから避難行動につなげるための認識を高めること。それから危機意識を持ってもらうこと。難しいことではあると思いますけれども、非常にこれが一番大切なことですので、これからも様々な機会を通じて、工夫しながら周知できるように取り組んでいかなければならないと思っております。特に地域の核になりますのは、自主防災活動だと思っておりますので、これまで以上の活性化を図っていきたいと思っております。

○議長（橋永芳政君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） はい、境田議員の中の質問で、避難をされない。そういったことで、今回私も冒頭の御挨拶でも申し上げましたけれども、11月に治水大会、砂防大会というそういった全国大会に参加するなかで、被災された自治体の首長の方が意見発表とかもされたなかで、どうしても避難勧告を発令しても避難していただく方が少ない。そういったことがもとで犠牲者がかなり出ているということもありますので、現在国とか気象庁、県からもですけども、いろんな情報、詳細なものが早く入って参りますので、今回も気象庁のレベル1からレベル5ということで、そういったことがありますけれども、そういった情報入手したときには、これまでにこういった危険性がなかったかというところじゃありませんけれども、これまで以上に、そこ辺を精査しながら本当に危険がある場合は、これまで防災無線等でも住民の方には周知をしておりますけれども、その周知の方法を担当者レベルでの周知ということでありましたので、本当にそういった危機が迫った場合には、私も災害対策本部には常駐しておりますので、私自らが防災無線の前に立って、私の声で町民の皆さんにそういった危機をお知らせして避難をしていただくような、そういった体制もとって参りたいというふうに考えています。

○議長（橋永芳政君） 11番議員。

○11番議員（境田敏高君） ぜひともお願いします。今防災無線も言われましたけども、最近防災無線が流れてガガガ、ジャジャジャ言うて途切れがあつとですよ。

特に災害が大きいとき、余計ひどかと思えますけど、そういう対策も考えてください。スムーズにお知らせできるようにですね。突発的な雨ですけど、豪雨を確かに予測はできております。危ないですよ。しかし、雨が降ってくる事態は止められんとですよ。今ほとんどの道路はアスファルトとかコンクリートの舗装が多いですけど、やはりそのために、土に浸透してないようになっております。中には短時間で道が川のように流れて、家の中に浸水被害が発生しております。被害が少しでもなくすように浸透性舗装、また舗装しない緑地の確保などの対策が必要と思えますけど、いかがお考えですかね。

○議長（橋永芳政君） 建設課長。

○建設課長（嶋永健一君） はい。ただいま言われましたことにつきまして、対策としましては、透水性舗装をできる部分につきましては、少しずつでもやるように努力をしております。通常でありますと、どうしても簡易舗装になってきますので、路面の排水とかをとることができませんけれども、それにつきましては予算もありますけども、十分新しい工法を考えながら、対策をさせていただきたいと考えております。現在、大体水害とか被害ありますのは、ほとんど河川の近くでございますので、特に大きなのはやっぱり関川と内田川水系の周辺ということになってますので、こちらにつきましては県のほうの河川管理になっておりますので、かさ上げ等のお願いもしくは改修工事のお願い等のほうをこちらの方はしております。現在、早々できることにつきましては、河川の堆積した土砂を撤去していただくということが一番だと思いますので、今回お願いしましたところ、今のところ関下側と長山側とやっております。本当にありがたく思っております。あれを早急にやっちゃって、なくなれば少しでも集水地域が減るんじゃないかということで考えております。それから関村側につきましては、改修工事の予定がありますもので、それに合わせて調整のほうお願いしているところでございます。今おっしゃいましたように雨の量が大変増えておりますので、うちのほうも道路を単につくるだけじゃなく、その後のことを考えるということで、これからも考えさせていただきたいと思えます。

以上です。

○議長（橋永芳政君） 11番議員。

○11番議員（境田敏高君） 昨年ですね、地球温暖化の影響を受けたのは、全世界で日本が一番多かったそうです。ほんの少しでも地球温暖化に緑地化、また山の管理も私は大切だと思いますからぜひ進めてください。

それでは、2点目のLGBTの再質問に移ります。LGBTをめぐる国内での動きは、平成14年人権啓発に関する基本計画に同性愛者への差別といった性的指向

に関わる問題の解決に資する施策の検討を行なうことが盛り込まれ、平成24年には性的指向に関しどのような人権問題が起きているか世論調査も実施されており、取り組まれておりますが、町長、また教育長もですけど、LGBTに関してのどのような認識をお持ちですか。お尋ねいたします。

○議長（橋永芳政君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） はい、LGBTにつきましては、私たちもつい最近と言いますか、しっかりとそういった勉強もさせていただいているところでもありますけれども、私たちの日常生活の身近なところにはない。そういった差別かなというふうに思っておりましたが、決してそうではないということ、そういった認識は高まってきておりますので、やはりこのLGBTだけに限らず、やはりその問題だけに限ってしまうと特定したそういった人権教育にもなってしまいますので、幅広い人権教育の中で全ての差別をなくすという立場の元に、そういったところも広く皆さんに周知をしながら、町民の皆さんにも広げていければとは思っております。

○議長（橋永芳政君） 教育長。

○教育長（谷口慶志郎君） はい。どのような認識をということですので、私たちが小さい頃から比べますと、時代の変化とともにいろんな差別と言いますか、そういう部分が出てきている中で、やっぱり意識が固定している中で、新たな生きづらさを感じている方々が身の回りにたくさんおられるというところを、やっぱり自分たちもしっかり勉強しながら、そういう立場の人たちも生きづらさなくなるような、そういうところを、しっかり学校教育に携わってますので、そちらのほうから子どもたちへの対応をしっかりしていく必要があるのかな、そういう部分を持っています。特に性的マイノリティの部分では、悩み苦しんで最悪の自死と言ったら何なんですけど、そういう部分に向かう子どもさんも現実に出ておりますので、そういう部分の対応をしっかりと精一杯やっていく必要があるのかな、そんな思いを持っているところでございます。

○議長（橋永芳政君） 11番議員。

○11番議員（境田敏高君） はい、町長も言われましたとおり私も最近ちょっと知って、しかし国は早くから取り組んどっとですよね。日本にはLGBTの人は何人いるかですけど、これは公的な統計等はないんですが、民間の大手の有名な企業ですけど、三つの会社が、企業が、平成27年の4月と平成28年の6月に行っております。それによりますと、人口規模の約8%の調査がっております。南関にあててみますと、今年の3月31日現在9,740人ですから、この8%当てますと779人になります。12.5人に一人の割合になります。知らない、関係ないなどと無関心にはおられない現状があります。冒頭でもLGBTの人に身近に接する人

は少ないと言いましたが、誰でも知らないまま接していると言われております。LGBTも人権問題の一つとして捉えていかねばならない現状になっていきますけど、町では何らかの把握されとっですかね。

○議長（橋永芳政君） 教育長。

○教育長（谷口慶志郎君） はい。冒頭の答弁で行いましたけど、全国で小中高等学校の状況というところ、国のほうで調査しましたら600件ほどあるということですが、その部分の数的な部分は600の中には本人が希望しなければあげない。そういう状況の部分もありますので、それが正確な数とは言えないものだと思っております。

○議長（橋永芳政君） 11番議員。

○11番議員（境田敏高君） これ非常にデリケートな問題で、なかなか言いにくいと思いますけども、全然ないというわけじゃないと思うとですよ。やっぱりただ知らないだけと思っております。文科省は先ほど教育長も言われましたが、LGBTに対して早くから対応していると、取り組んでいるみたいですが、教職員向けに手引き書作成は公表されると思っておりますけど、学校での取り組みは先ほども言われましたけどサポート体制づくりですか。医療関係との連帯とか研修を行っているとされてますけど、もう少し体制づくりとか学校での取り組みをもう少し詳しく教えていただければなと思いますけど、実は先ほど教育長も言われてますけど、この幸せを求めてですかね。これありますけど、多様性について考えるですけど、これを見てもぱっと目を通して、こりゃ何じゃろかなて思われる人が多かっですけど、これを何か教育のほうで使われているなら、どういう指導されているのかなと思っちょっとお伺いします。

○議長（橋永芳政君） 教育長。

○教育長（谷口慶志郎君） はい、お答えいたします。

一つは国のほうから出ている手引き書、教職員向けの手引きという部分なんですけど、一応ネットでも自由に引き出せる、こういう形のもので具体的600ほどあがった部分の状況が詳しく出ているといいますか、整理してある部分なんです。どういうことで悩んでいるとか。あるいは600の部分の2割程度は、そのことを周りの子供たちに知らせてる。半面6割の子どもたちというのは、やっぱりそういう部分は知らせずに、内々で言ったら言葉は悪いんですけど、学校生活あたりに配慮しながら過ごさせているとか。ですからそういう部分に、もし自分の学校にいたら、そういう部分を配慮しながら対応していく。そういう部分の専門機関との連携とか、そういう部分を含めて小さなところまで書いてございます。

もう1点の昨年度作りました幸せを求めてというパンフレット。この部分につい

ては、昨年度から本人通知制度と言いますか。これは部落差別関係の部分で。いろんな差別についての対応の部分で部落差別の部分と、去年から昨年度からはじめました本人通知制度その内容がどういうものかとか、あるいは新しく入ったものは多様な性について考えようということなんですけど、子どもの虐待の問題とかパワーハラスメント、そういう部分を含めていろんな差別の部分を整理している部分なんですけど、多様な性について考えようという部分では、一つが性的指向という部分で、これも境田議員のほうに先ほどお尋ねのときにありましたけど、自分たちが小さい頃は異性、男だったら女性、女の人だったら男性、そういう部分での好き嫌いと言いますか、そういう部分が出てくるんですけども、その部分だけではなくて女性が女性、男性が男性を好きになる、そういうことも触れてありますし、あるいは自分は体的には男だけど、気持ちは女性の心があるとか。逆の場合もありますよ。そういうふうなことでの全く知らない人たちが読んでもわかるようなスタンスで書かれております。もちろんそういうことをまず知ること。そして理解すること。そういう段階を追った対応ができるような整理の仕方がしてあるんですけど。そういうところで、教職員の研修の中でも校内研修の中でこういうのを使用しながら、理解を深めて、さらには実際にそういう子どもが出てきた場合には具体的な対応ができるような体制をとっているところでございます。

○議長（橋永芳政君） 11番議員。

○11番議員（境田敏高君） 先生、教職員さん、このLGBTには理解を持ち、私は教育は大変重要ですが、現実として児童生徒への教育や、保護者や住民の理解を得られるかなどそのデリケートな点になります。私はそう思います。慎重に検討していく必要があると思います。また、教職員の適切な指導の確保など考えると、厳しいと言いますか、難しい点もあるのかなと思います。教職員の研修、学習会などの参加をはじめ差別などとして先ほども言いましたが人権問題教育として取り組むべきだと思います。平成29年度男女雇用均等法ですかね。この改正でセクハラ指針では、LGBTに関わらず職場におけるセクハラが対象となっています。人事院規則でもからかいやいじめの対象、言動もセクハラにあたり許されないことを明確化されております。また、同じ年、いじめ防止推進法でも基本計画が改正され、LGBTへの対応が盛り込まれております。国の対応は偏見や差別をなくすことを啓発冊子などの配布を実施していますが、町では先ほど言いました全世帯に幸せを求めてを配布しているとのことでしたが、理解しているとお思いですかね。また、町職員のLGBTに関しての手引き書はあるんですかね。町長、お尋ねします。

○議長（橋永芳政君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） はい。町、専門職というかそういったものの手引書はございま

せん。現在のところ、先ほども申しました幸せを求めてというのは全世帯に配布しておりますし、全職員もこれは目を通してしているものだと思っておりますけど、ただこの手引書だけで完全に用をなすというというものではありませんので、県もそういった手引ききちっと作っておるようでありますので、そういったものも参考にしながら、これから町の職員に対してもそういった啓発が高まるような手引書が必要になるかなとは思っております。

○議長（橋永芳政君） 11番議員。

○11番議員（境田敏高君） 町長よく、1億総活躍とよく言われますけど。このプランではLGBTに関する正しい理解の促進とともに、社会全体が多様性を受けられる環境づくりを進める記載があります。記載してあります。また、LGBTの方、自殺を考える人が非常に割合が高いことも指摘されている点からも、やはり理解をする促進を取り組みもしなければならぬようです。先ほど何度も言いますが、差別、偏見はすべきではありません。また、差別、偏見はLGBT一人ではありません。先月15日ですかね。ハンセン病元患者家族保障が成立しました。このハンセン病も国の長い長期間にわたる誤った隔離政策が原因で、差別や偏見が生じたと言われていています。これからこれをなくすにはまだまだ長い期間がかかると言われています。退所した人は病歴がわかると偏見が怖いと家庭を訪問看護などの福祉サービスを受けるときには病歴を言わないそうです。また、病院に行かず試薬品で済ませるなどひっそりと生活をされておるようです。中には、やはり療養所に戻る元患者も増えているそうです。背景にはやはり施設外での医療、介護への不安、偏見や差別があると言われております。町も差別や偏見をなくすために、やっぱり教育と啓発活動に強化しなければなりません。このLGBTは私は同じく教育と啓発活動の強化にもっともっとすべきだと思っております。そこで、町の第5次総合振興計画の意義の中に本町を取り巻く社会情勢は大きく変化していると。更に価値観の多様化など対応すべき多くの課題が生じていると記載されております。この点からも明確にLGBTを記載すべきではなかったのかの思いはありますが、この件に関していかがお考えですかね。

○議長（橋永芳政君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） 第5次総合振興計画の中にLGBTを含めるべきではないかということですが、この差別の問題につきましては、部落差別をはじめとするあらゆる差別をなくそうということで、私たちも第5次総合振興計画の中に入れておりますので、一つLGBTだけをあげるとのことじゃなくて、全ての差別をとということで考えておりますので、その中の一つとして対応するというので広く町民の皆さんにも周知できるように、そしてこれからそういった計画の中でもいろん

な計画が本当に活かせるように、そういった取り組みにしていきたいというふうには考えます。

○議長（橋永芳政君） 11番議員。

○11番議員（境田敏高君） あらゆる差別はありますけど、LGBTが理解がなかもんですから、もう今こう大体新聞報道よくよく出ておりますので、よろしければそこで言っただけです。この総合振興計画で社会教育の充実では人権、同和教育の推進、同和問題をはじめ様々な人権問題の解決と人権尊重社会に努めますとなっていますので、そちらのほうから言ってもですね、ぜひ進めてください。南関町はあらゆる差別をなくすことを目指す条例が設けておりますけど、部落差別をはじめ障がい者、女性差別とあらゆる差別をなくす明るいまちの実現が記載してあります。しかし、LGBTの文言は見当たりません。町長は必要に応じて改廃について、審議会に諮問するとの条文がありますので、住民の声が大きくなったらですね、審議会のほうへ諮問はお考えですかね。

○議長（橋永芳政君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） はい。当然LGBTの問題が本当に必要、現在も必要でありますけれども、もっと大きな問題ということで捉えるようになった場合には、やはりそういった答申あたりを必要としますので、私たちもそういった答申に頼らず行政がすべきことでもありますので、まずはそちらのほうで動くべきだとは思いますが、あとはやっぱり小中学生から全世代の方々に、そういった啓発をすることが必要でありますので、そういった場をいろんな機会をつくって人権集会とかいろんな方々が参加できる場もありますけれども、そういった場を今まで以上に広げて、そういったことの情報も広げるような取り組みが必要かなとは思っています。

○議長（橋永芳政君） 11番議員。

○11番議員（境田敏高君） 先ほど冒頭でも言いましたが、熊本市で市内在住の二十歳以上のカップルに性別を問わず人生のパートナーであることを認める宣誓書、受領証を発行するとしております。法律上の効果はないですが、九州でLGBTなどの性的少数者同志のカップルを認定するパートナーシップ宣誓制度を導入しているのは福岡、北九州、長崎、熊本、宮崎の5市です。私は性的少数者例えばLGBTですと自ら声をあげて行動する人は少ないと思いますが、我が町で、もしこういう申請がなされたらどのように対処されますか。また、宣誓書、受領証ですかこの制度を取り入れるお考えはございますか。

○議長（橋永芳政君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） はい、宣誓書、受領証の発行ということで、そういった様式あたりも、もちろんつくっておられませんけれども、やはりそういった必要があるとす